

原規規発第 21042812 号
令和 3 年 4 月 28 日

自由民主党新潟県支部連合会
会長 高鳥 修一 殿

原子力規制庁長官 荻野 徹
(公印省略)

令和 3 年 4 月 15 日付け要望書及び質問書（別添）につきまして、（別紙）のとおり回答します。

(別紙)

「東京電力ホールディングス株式会社の技術的能力について改めて評価を求める要望書」
及び「柏崎刈羽原子力発電所に関する質問書について（照会）」への回答について

令和3年4月28日
原子力規制庁

1. 「東京電力ホールディングス株式会社の技術的能力について改めて評価を求める要望書」への回答

- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の一連の核物質防護規定違反事案は重大な事案と認識しており、核物質防護設備の機能の一部喪失事案については、重要度、深刻度において最も厳しい評価をし、同発電所の原子力規制検査における対応区分を4（※1）に変更しました。
- 対応区分4（※1）への変更に伴い、原子力規制委員会から、東京電力に対して、根本的な原因の特定や改善措置活動の計画立案などを内容とした報告（期限：令和3年9月23日まで）を求めており、この報告書も踏まえ、追加の原子力規制検査を実施する方針としています。
- 追加検査は、核物質防護のみならず、安全活動についても対象となると考えています。その上で、柏崎刈羽原子力発電所が、対応区分1（※2）、すなわち「自律的な改善が見込める状態にある」かどうか見極めるため、必要な検査を行っていきます。
- 柏崎刈羽原子力発電所6，7号機の設置変更許可時に技術的能力の審査の一環として確認し、保安規定で担保した東京電力の取組が、柏崎刈羽原子力発電所で実現している状態かどうかについても、追加検査で厳しく確認していく必要があります。

（※1）各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態

（※2）各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態

2. 「柏崎刈羽原子力発電所に関する質問書について（照会）」への回答

Q1 核物質防護に係る情報の公開について、原子力施設が立地する自治体の住民の信頼と安心を確保するためには情報の公開が重要である。

核物質防護に関する情報については制約があるものの、地元の不安に配慮し、安全に関する情報は可能な限り公開されるよう、情報公開に対する事業者の姿勢について強く指導してもらいたい。

○核物質防護の目的は、テロリストなど悪意ある第三者の不正な活動を抑止することであり、核物質防護に関する情報の取扱いについては、悪意ある第三者の利益となる情報を明かさないことが最も重要です。

○他方、発生した事案が核物質防護に係るものであったとしても、事業者が適切に説明責任を果たすことは重要であると考えています。事業者が事案を公表する場合には、施設の脆弱性を明らかにすることにつながらないよう、発生したという事実を含む事案の概要が事業者の実施する再発防止策の完了まで部外に提供されないことが望ましく、公表のタイミングや内容に十分留意する必要があると考えます。

Q2 是正措置命令について3月24日に開催された原子力規制委員会において、東京電力に対する是正措置命令を発出する方針がなされた。東京電力に求めた是正措置活動の計画についての報告とそれを踏まえた追加検査の実施前に、この方針を出すに至った考え方と今後の対応についてご教示頂きたい。また、この命令が第一弾で、今後の追加検査の結果などを受け、新たな命令等がなされるのかどうか伺いたい。

○本件命令は、柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の防護措置について、現時点において必要な是正措置を命じるものです。

○すなわち、防護措置義務違反の状態は解消されているものの、柏崎刈羽原子力発電所における組織的な管理機能の低下は、現時点においても存在すると認められることから、核物質防護上必要な命令を発することとしたものです。

○具体的には、原子力規制委員会が、柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第4区分(※1)に変更したことを踏まえ、当該対応区分を第1区分(※2)に変更するまでは、防護すべき特定核燃料物質の状態を変化させないようにすることが必要であり、具体的には、特定核燃料物質を移動してはならない旨命ずることとしたものです。

○今後、東京電力から提出される報告書や追加検査を通じて、根本的な原因の究明や改善措置活動の適否についても把握していくこととなります。その段階で、各種の行政処分を含め対応を検討することとなります。

(※1) 各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態

(※2) 各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態

Q 3 IDカードの不正利用による中央制御室への入室に関して、東京電力は9月21日には原子力規制庁に報告したものの、「ただちに核物質防護上の重要な案件として報告すべき対象ではない」と扱われた。その後、2月9日に出された安全重要度評価は「白」となった。後日、原子力規制庁から原子力規制委員会への報告に時間がかかったことについて、「判断が甘かった」と報道されているが、どのような認識だったのか伺いたい。規制庁では改善を行うとしているとのことだが、今回の評価と今後の対応について、改めて伺いたい。

○原子力規制庁として、IDカード不正使用事案について、原子力規制委員会委員長及び委員に直ちに報告を行わなかったことについては、報告のあり方として、適切性を欠いていました。

○IDカード不正使用事案については、①入域したのは、中央制御室に入域資格を有する職員であったこと、②妨害破壊行為又は核燃料物質の盗取がなく、ただちに核物質防護に影響を及ぼすものではないと判断したこと、③事業者に対し、速やかに再発防止策の指示などを行ったことから、その時点で個別に報告すべき対象とは捉えていませんでした。

○そのため、2月10日の原子力規制委員会において、原子力規制検査全般について、検査指摘事項に該当する可能性のある場合には、速やかに委員長及び委員へ報告を行うように運用を改善しました。また、この運用については、4月14日の原子力規制委員会において、原子力規制検査等実施要領に規定する方針が了承され、4月26日付で同要領を改正しました。

Q 4 IDカード不正利用等の核物質防護に関する事案に加え、7号機の新規制基準に基づく安全対策工事終了を発表した後に、複数の未完了工事が発覚し、管理体制の甘さが露呈した。核物質を取り扱う事業者として、安全を確保して事業等を適確に遂行するための組織の管理能力等が求められると考えるが、十分な管理能力があるのかどのように確認するのか伺いたい。

○事業者の工事の進捗（完了、一部未完了等）については、原子炉等規制法の規制対象ではありません。

○なお、参考のため、原子炉等規制法に基づく手続き等について示すと、次のとおりです。

・原子炉等規制法に基づき設計及び工事の計画の認可・届出が行われた工事については、事業者は、使用前事業者検査を実施し、その結果について、認可・届出対象の施設・設備の供用開始前に原子力規制委員会の使用前確認を受ける必要があります。

・柏崎刈羽原子力発電所7号機については、東京電力から使用前確認の申請を受け、使用前確認を逐次実施している状況であり、本件に係る設備についても、今後、東京電力が使用前事業者検査を実施した後、その結果を確認することになります。

・また、東京電力は、保安規定において、施設の保安活動を適切に実施するため、品質マネジメントシステムを構築し、運用するとしていることから、組織として業務が適切に計画、管理、評価及び改善されているかについて、原子力規制検査等を通じて確認していくこととなります。

Q 5 今後、原子力規制委員会は柏崎刈羽原子力発電所において約 2,000 人・時間にもおおよぼ追加検査を行うとのことである。検査は、3月23日付けの通知にある東京電力からの報告を踏まえて行っていくと聞いているが、検査の途中経過について適宜公表をお願いしたい。

○追加検査の状況については、4月14日の原子力規制委員会において、随時、委員会に報告する方針となっています。検査の内容や進捗に応じ、定例の原子力規制委員会において、公開可能な範囲で検査の実施状況などを報告し、これを通じて公表したいと考えております。

以上